

支給決定等有効期間の延長に係る取扱いについて

1. 国保連システムに係る受給者情報について

令和8年熊本地震に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内において、令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に支給決定等有効期間（支給決定の有効期間及び障害支援区分の認定の有効期間をいう。）が満了する受給者については、有効期間満了日の翌日から、令和9年1月27日までの異動連絡票情報を作成し、当該データを国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ送付すること。その場合における支給決定情報の設定については、別紙2-1を参考とされたい。

また、サービスごとの「決定支給期間」欄については、別紙2-2の「最長期間」を超える期間を入力したデータを国保連に送信すると、エラーが発生し、正常に登録されないので、留意されたい。

2. 国保連における一次審査について

上記の1の対応を行わない場合、国保連における請求情報に対する一次審査で「エラー」となるが、庁舎の被災等により、市町村等において受給者情報の整備ができない場合が想定されることから、令和8年7月サービス提供分に関して、下表のエラーについては「警告（重度）」へ変更するので、御承知おきたい。

<「エラー」から「警告（重度）」に変更するエラーコード一覧>

エラーコード	エラー内容
EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません
EG88	資格：受給者台帳の「障害支援区分」の期間が有効期間外です
EH11	資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません
EH12	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません
EH16	資格：請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません
EH17	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する障害児支援受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません

※1 当該措置は熊本県に限定したものであり、同県以外の都道府県及び市町村においては、一次審査結果への影響は発生しない。

※2 熊本県国保連の一次審査は、熊本県内の全市町村の受給者の請求に対し一括で処理を行っているため、熊本県内の全市町村において、上記エラーコードの一次審査結果が「エラー」から「警告（重度）」に変更されることとなる。したがって、通常の二次審査業務が可

(別添 2)

能な熊本県内の市町村においても、上記エラーコードについて二次審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。

- ※3 令和8年8月サービス提供分以降について、別途連絡するまでの間は、引き続き上記のエラーコードを「警告（重度）」とするので、御承知おきたい。

支給決定情報の設定例

別紙2-1

- データの変更については、異動連絡票にて行う。
- 決定支給期間（終了年月日）を令和8年1月27日と設定する。

【1 設定例】

居宅介護（身体介護）の支給決定が令和7年8月1日から令和8年7月31日までの受給者の場合。

① 正しい例

【現行のデータ】

異動年月日	異動区分	異動事由	決定サービスコード	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)
20250801	1：新規	01	111000	20250801	20260731



【送付するデータ（正しい例）】



異動年月日	異動区分	異動事由	決定サービスコード	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)
20260801	2：変更	99	111000	20260801	20270127

異動連絡票情報について、令和8年8月1日～令和9年1月27日分のデータを作成する。

送付するデータの各項目については、

- 1 「異動年月日」を「20260801」と入力
(次の「② 設定の際の留意事項」を参照の上、入力のこと)
- 2 「異動区分」を「2：変更」と入力
- 3 「異動事由」を「99」と入力
- 4 「決定サービスコード」を「111000」と入力
- 5 「決定支給期間（開始年月日）」を現行データの「決定支給期間（終了年月日）」
の翌日の「20260801」と入力
- 6 「決定支給期間（終了年月日）」を延長された有効期間の満了日の「20270127」と入力

② 設定の際の留意事項（誤った例）

次は、異動年月日（令和8年8月）と決定支給期間（開始年月日）（令和8年9月）を比較すると、決定支給期間（開始年月日）の方が未来の日付になっている例。このデータは国保連において点検エラーとなり、正常に登録できない。

【送付するデータ（誤った例）】



異動年月日	異動区分	異動事由	決定サービスコード	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)
20260801	2：変更	99	111000	20260901	20270127

【重要】

今回の支給決定等有効期間及び障害支援区分有効期間の延長について、国保連システムにおいては、令和8年7月28日から令和9年1月26日の間に有効期間が満了する受給者の終了年月日を一度の処理で令和9年1月27日とするのではなく、毎月の受給者台帳の受付期間に合わせ、送付すること。

例えば、令和8年8月に国保連に送付する対象となるのは、令和8年7月28日から31日までの間に支給決定等有効期間が満了する受給者であり、令和8年9月に国保連に送付する対象となるのは、令和8年8月1日から31日までの間に支給決定等有効期間が満了する受給者となることに留意されたい。

【2 上記の設定例によらない場合の留意事項】

次は、現行データのうち、決定支給期間（終了年月日）のみを令和9年1月27日に修正した例。居宅介護の最長支給決定有効期間（1年）を超過（修正後の決定支給期間は、1年6ヶ月）しているため、このデータは国保連において点検エラーとなり、正常に登録できない。



訂正年月日	訂正区分				
20260801	2：修正				
異動年月日	異動区分	異動事由	決定サービスコード	決定支給期間 （開始年月日）	決定支給期間 （終了年月日）
20250801	1：新規	01	111000	20250801	20270127

サービスごとの最長期間一覧

別紙2-2

障害福祉サービス

サービス毎の支給決定有効期間	最長期間	
サービスの種類	経過措置なし	経過措置あり
11 居宅介護	1 年	1. 5年
12 重度訪問介護		
13 行動援護		
14 重度障害者等包括支援		
15 同行援護		
24 短期入所		
21 療養介護	3 年	3. 5年
22 生活介護		
32 施設入所支援		
33 共同生活援助	3 年	3. 5年
34 宿泊型自立訓練	1 年	
35 自立生活援助		
45 就労継続支援 (A型)	3 年	3. 5年
46 就労継続支援 (B型)	50歳以上	
	3 年	3. 5年
	50歳未満	
	3 年	
41 自立訓練（機能訓練）	1. 5 年	
42 自立訓練（生活訓練）	3 年	
43 就労移行支援	1 年	
44 就労移行支援（養成施設）	5 年	
47 就労定着支援	1 年	
48 就労選択支援	2 か月	
52 計画相談支援	—	
53 地域移行支援	0. 5 年	
54 地域定着支援	1 年	

障害児支援

サービスの種類	入所	通所	最長期間
55 障害児相談支援	—	—	—
61 児童発達支援		●	1 年
62 医療型児童発達支援		●	1 年
63 放課後等デイサービス		●	1 年
64 保育所等訪問支援		●	1 年
65 居宅訪問型児童発達支援		●	1 年
71 障害児入所支援	●		3 年
72 医療型障害児入所支援	●		3 年